

尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運営業務 仕様書（案）

1 業務の名称

尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運営業務

2 業務の趣旨・目的

民間事業者との連携により、利用者が尾瀬の施設の整備や環境保全対策に参加し、保全と利用が持続的に循環していく新たな仕組みを構築することを目指して、一般利用者参加型の登山道整備ツアーを造成することを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 業務の内容

登山道整備ツアーの企画・運営・広報等に係る一切の業務（以下、「本業務」）とする。

I 周知PR・参加者募集

(1) 募集期間…以下の期間内で設定すること。

令和6年5月中旬～7月

(2) 募集対象・人数

10～15名程度（高校生を除く18歳以上）

※原則としてプログラムにおける3セット全てに参加できる方。

(3) 内容

登山道整備や尾瀬の自然に興味を持った参加者が集まるように、Web や SNS 等を活用して幅広い世代の方に周知PRをし、参加者の募集を行うこと。

(4) 参加費

プログラムにおける3セット合計の金額と1セットごとの金額がわかるように設定すること。

II プログラム

(1) 構成

- ・プログラムはオンライン講習とフィールドワークを組み合わせたものを1セットとし、毎回テーマを決め、計3セットで完結すること。3セットの中で登山道整備の実践を最低1回実施すること。
- ・1セット内のオンライン講習の回数は問わないが、3セットを通したオンライン講習の回数は全部で5～6回程度（1回あたり90分を想定）の実施とし、外部講師を適宜活用するなど充実した内容のプログラムとすること。
- ・オンライン講習はフィールドワークの前後に組み合わせることが可能だが、オンライン事前講習は必ず毎セット実施すること。
- ・3セット目では全体のまとめとしてオンライン事後講習を必ず実施すること。

(2) 開催期間…以下の期間内で設定し、3セット完結すること。

令和6年7月～12月

(3) 開催場所

- ・フィールドワークは、尾瀬国立公園内及び周辺地域で開催する。
- ・フィールドワークでの登山道整備の実践では一ノ瀬～三平峠間での実践を含めること。
- ・事前及び事後講習は、オンラインで開催する。

(4) 宿泊場所

- ・フィールドワークに伴う宿泊施設は、尾瀬国立公園内及び周辺地域の施設とし、尾瀬国立公園内の山小屋での宿泊も含むこと。

(5) その他

- ・登山道の荒廃や植生への理解、施工の在り方、尾瀬の歴史など、様々な角度から登山道整備や尾瀬の自然について学ぶことができるプログラムにすること。
- ・フィールドワークでの登山道整備の実践では、登山道整備に精通した外部講師を手配すること。
- ・ツアーの様子を、WebやSNS等を活用し、外部に発信すること。

III アンケート

参加者等に対して、アンケートを実施し、事業効果をまとめること。

IV 提案

I～IIIの実施を踏まえ、来年度以降の事業化のための提案を行うこと。

5 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を含む業務完了報告書を提出すること。

- (1) 業務完了年月日
- (2) 実施内容
- (3) その他、本業務に関連するもので、群馬県が指示する内容

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって、法令及び条例等を遵守しなければならない。業務実施のため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、原則、受託者が行う。なお、問題等が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、対応を協議すること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、個人情報の取扱いにあたっては、国の個人情報保護法及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例により適切に扱うこと。また、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (3) 受託者は、業務実施中に事故が発生した場合は、速やかに事故の対応を行うこと。
- (4) 参加者の募集及び決定、参加費の徴収は、県と調整の上、受託者が行うものとする。
- (5) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置するものとする。
- (6) 参加者から徴収する参加費は契約金額から除くこと。
- (7) 受託者は参加者に対する国内旅行傷害保険に加入すること。

- (8) プログラムに必要な機材、ネットワーク環境等は受託者において手配すること。
- (9) 登山道整備に必要な資材や道具（スコップやハンマー等）については、参加者が持参等するほか、必要に応じて受託者が手配する場合においては契約金額の範囲内で本委託料を充てることができる。

7 その他

- (1) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- (2) 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合、県にあらかじめ報告するものとする。
- (3) 本業務を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- (4) 本業務の執行段階において、両者協議のうえ、本仕様書の内容を変更することができる。
- (5) 業務の実施にあたり本仕様書に定められていない事項について定める必要が生じた場合、または本仕様書に定められている事項について、疑義や変更する必要が生じた場合は、両者で協議の上、決定する。
- (6) 感染症や災害の発生等のやむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (7) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。